



# 韓国司法制度の概要

## 国際裁判部の発足 (2018年6月13日より)

### 根拠となる法令

- 法院組織法 62条2項 (2018年6月13日施行)

### 対象となる事件

- 他方当事者の同意を得た上で、当事者は、外国語で訴訟を提起することができる。

### 国際裁判部について

- 対象となる国際的な事件のために専属的に指定される裁判部である。
- 特許法院やソウル中央地方法院等に設立。
- 裁判所が、同時通訳サービス並びに外国語のスキル及び国際的経験を有するリサーチアシスタントを提供する。

# 韓国司法制度の概要

## 故意の侵害に対する3倍賠償

### 背景

- 特許侵害行為に対する損害賠償の額が、侵害行為を効果的に抑止するような高額なものではない場合がしばしばあったことを踏まえて導入(2019年7月9日より施行)

### 韓国特許法128条8, 9項

- 裁判所は、故意に行われた特許権侵害行為については3倍を超えない範囲で損害賠償額を定めることができる(8項)。
- 3倍賠償に当たって考慮される要素(9項)。

- (i) 侵害者が支配的な地位を有しているか否か
- (ii) 侵害者が侵害行為が権利者を害することを知っていたか、又は害意を有していたか否か;
- (iii) 損害の重大性;
- (iv) 侵害者が侵害行為から得た経済的利得;
- (v) 侵害行為の頻度や継続期間等;
- (vi) 侵害行為に対して課せられた罰金の額;
- (vii) 侵害者の経済状態;
- (viii) 侵害者が、特許権者へ与える損失を軽減させるために講じた措置

#### 争点の確認とその要約

- 裁判所と当事者が争点を確認。
- 当事者は“**本件における争点**”が、本件発明と被告方法が以下の点で相違するかという点であることを確認した。
  - 1) カーナビゲーションシステムの全ての構成が車に搭載されているか否か
  - 2) 被告サーバは本件発明の「第1記憶手段」に該当するか否か
  - 3) 均等論により、被告サーバは、「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」の双方と均等なものといえるか否か



## 争点 (1)

### カーナビゲーションシステムの全ての構成が車両に搭載されている必要があるか否か

- 被告方法を実行するシステムは、車両外にある被告サーバと車両内に搭載された被告端末から成る。
- 被告サーバと被告端末は携帯電話ネットワークを経由して相互に通信を行い、被告端末は被告サーバから受信したデータを被告端末の画面に表示する。
- 本件発明にいう「カーナビゲーションシステム」が、全ての構成が車両に搭載されているものに限定されているとすると、被告方法は本件発明にいう「カーナビゲーションシステム」には該当しない。
- 他方、そのような限定がないとすると、被告方法は本件発明にいう「カーナビゲーションシステム」に該当するといえる。

## 争点 (2)

被告サーバは、本件発明にいう「第1記憶手段」に該当するか否か

- 被告方法では、被告スポットデータは被告サーバに記憶されている。
- 被告サーバは、可搬で車両に搭載可能な媒体ではない。
- 本件発明にいう「第1記憶手段」が、車両に搭載可能なCD-ROMのような可搬な記憶媒体であるとする、被告サーバは本件発明にいう「第1記憶手段」には該当しない。
- 他方、そのような限定がないとすると、被告サーバは「第一記憶手段」に該当する。

## 争点 (3)

均等論により、被告サーバは、「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」の双方と均等といえるか否か

- 被告方法では、被告スポットデータと被告メモデータはいずれも被告サーバに記憶され、他のデータ記憶手段は存在しない。
- 本件発明の課題解決原理が、システムそのものに電源供給がない状態でも、システムを通常稼働させるためのバックアップ電源を導入することにあると認められるときは、被告方法は、本件発明と同一又は均等な構成を有するものとして本件発明の権利範囲に属する。
- 他方、本件発明固有の課題解決手段の背後にある技術的思想の中核部分が、コスト面や操作の容易性の観点から、ユーザー登録データが記録される媒体と施設データが記録される媒体を区別することにあるとすると、被告方法は特許発明とは無関係なものといえる。

# 専門家証人の証拠調べと損害賠償請求についての準備命令の請求

## 専門家証人の証拠調べ請求までのプロセス

- 専門家証人の取調べを請求する当事者は、同証人の専門性と客観性を証する基本的陳述書を添付してその取調べを請求しなければならない。
- 国際裁判部において専門家証人が許可された外国語で証言する場合、当事者は通訳者を同行する必要はない。
- 裁判所が採用した場合、各当事者が請求した各専門家証人は予定される第2回口頭弁論期日において取り調べられる。

## 裁判所による準備命令の発令

- 裁判所は原告に対し、2019年※月※日までに損害賠償に関する全ての主張及びそれを裏付ける証拠の提出計画を提出するように命じた。
- 原告は、3倍賠償に関するものを含む主張及び同主張を裏付ける証拠の提出計画を提出した。

# 第1回口頭弁論期日

## 技術説明会の進行

### 技術説明会

- 技術的な説明を要する特許や実用新案の事件で、裁判所は当事者の請求に基づいて技術説明会を実施することができる。
- 当事者と技術者が技術説明会に出席し、技術的事項に関する主張を図や製品、模型、CG、映像機器等を用いて口頭で説明する。

# 原告の主張の概要 (1)

「カーナビゲーションシステム」の全ての構成が車両に搭載されている必要があるか

- 本件発明は、「カーナビゲーションシステム」であり、少なくとも本件発明の一定の構成要素(ディスプレイなど)は、車両に搭載されている必要がある。
- しかしながら、本件発明にいう「カーナビゲーションシステム」は全ての構成要素が車両に搭載されるべき単一の構成として統合されているシステムに限定されるものではない(請求項1参照)。したがって、請求項それ自体によると、「カーナビゲーションシステム」の全ての構成要素が車両に搭載される必要はなく、いくつかの構成要素については遠隔接続されたものであってもよい。

# 原告の主張の要旨 (1)

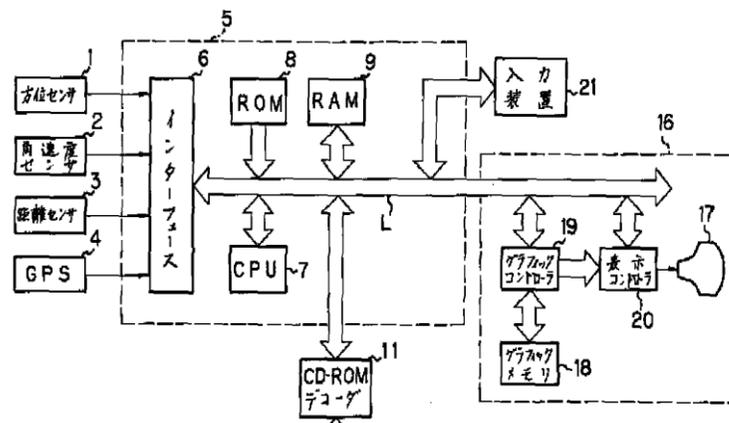
カーナビゲーションシステムの全ての構成が車両に搭載されている必要があるか否か

- 意見書は、本件発明は車両の電源システムにアクセスできるカーナビゲーションシステムであるため、歩行者用のナビゲーションとは区別されなければならないと説明したものである。
- 被告サーバと被告端末が、ネットワークを介して相互に通信している被告方法は、バックアップの電源システムを備えているリモートサーバが被告スポットデータと被告メモデータを記録しているから、本件発明にいうカーナビゲーションシステム足り得る。

## 原告の主張の要旨(2)

被告サーバは、本件発明にいう「第1記憶手段」に該当するか否か

- 「第1記憶手段」は記憶手段を特定していないのであるから、「第1記憶手段」には、CD-ROMのような可搬な記録媒体のみが含まれると限定的に定義しなければいけない根拠はない。
- ネットワークを介して相互に通信している被告サーバと被告ターミナルからなる被告方法は、「第1記憶手段」を備えている(原告の第1の主張参照)
- したがって、被告方法は構成要件2を充足する(比較対象表15頁参照)



## 原告の主張の概要(3)

均等論により、被告サーバは、「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」の双方と均等といえるか否か

- 本件発明固有の課題解決手段の背後にある技術思想の中核が、システムそのものに電源供給がない状態でもシステムを通常稼働させるためのバックアップ電源を導入することにあるのは間違いない。
- しかし、被告方法では、被告端末が車両に搭載されている一方で、被告サーバが「第1記憶手段」及び「第2手段」の代わりに導入されている。
- サーバは一般的にバックアップの電源システムを備えているから、被告方法も、システムの電源が落ちないように、バックアップの電源システムを備えているといえる。
- また、「第1記憶手段」も「被告方法」も、いずれもバックアップ電源を備えていて、絶え間なくシステムに電源を供給し続けるという意味では、その効果について両者の間に実質的な違いはない。

# 被告の主張の概要 (1)

## カーナビゲーションシステムの全ての構成が車両に搭載されている必要があるか否か

- 出願経過禁反言の法理によると、クレームの文言を解釈するためには、特許権利者が出願時にした主張を考慮する必要がある。(大法院決定2014Hu638)
- 明細書やクレームにおいて、本件発明はシステムの全ての要素が車両に搭載されているものに限定されていないことは事実である。しかし、出願時に提出された意見書上では、原告は、「このような効果は、本願発明のシステムが車両に搭載され、車両用の大容量バッテリーからRAMへの常時の電源供給が可能であるからこそ得られるものである。」と具体的に主張していた、
- 加えて、記録サーバを遠隔で構築することは当該分野の技術常識であったし、施設データを無線ネットワークを通じて検索する能力を持つナビゲーションシステムもその当時広く知られていた。
- したがって、出願当時の技術水準及び原告の意見書における具体的な主張からすると、原告が、被告方法のような遠隔サーバシステムを意識的に除外したことは明らかである。

## 被告の主張の概要 (1)

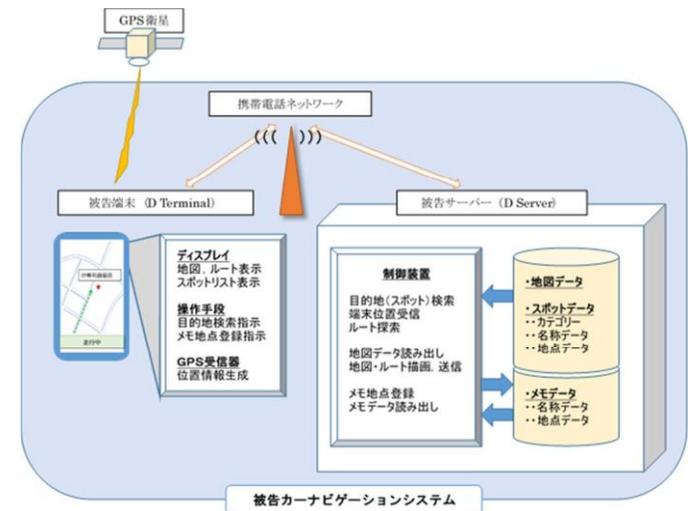
カーナビゲーションシステムの全ての構成が車両に搭載されている必要があるか否か

- これまで検討してきたとおり、本件発明のカーナビゲーションシステムは、全ての構成が車両に搭載されたもののみを含むと限定的に解釈されるべきである。
- 他方、本件発明とは異なり、被告方法は、本件発明とは全く異なるカーナビゲーションシステムを使用しており、これは、1) 車両内にある被告端末、2) 車両外にあって、施設データ(被告スポットデータ)とユーザー登録データ(被告メモデータ)が、第1記憶手段や第2記憶手段の区別なく記録されている遠隔被告サーバを含む構成からなっている。

## 被告の主張の概要 (2)

### 被告本件発明は、本件発明にいう「第1記憶手段」に該当するか否か

- 本件発明においては、「第1記憶手段」と「第2記憶手段」は明確に区別されており、それに関して明細書でも、第1記憶手段はCD-ROMのような低コストの媒体を用いて施設データを記録する一方で、第2記憶手段はそれと比較して高コストのRAMを用いてユーザー登録データを記録し、パフォーマンスの向上を図るという効果が開示されている。
- 被告方法は、コストを削減するものではなく、遠隔サーバを利用することで得られる全く異なる効果を提供するものである。
- したがって、ワイヤレスネットワークを通じて接続されている遠隔サーバは「第1記憶手段」に含まれない。



## 被告の主張の概要 (3)

均等論により、被告サーバは、「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」の双方と均等といえるか否か

- これまで述べてきたとおり、本件発明の請求項1の「第1記憶手段」と「第2記憶手段」は、コスト削減とシステムのパフォーマンス向上という別々の機能を果たす記憶装置を使用するものであると限定的に解釈されるべきである。このことは、本件発明固有の課題解決手段の基礎をなす技術思想の中核が、低コストでシステムを構成し、かつ使用の利便性を向上させるために、施設データを記録する装置と、ユーザー登録データを記録する装置を分割することにあることを示している。
- しかしながら、被告方法では、被告スポットデータ及び被告メモデータは、区別されて記録されているのではなく、被告サーバに一括して記録されている。したがって、本件発明の請求項1により実現されていたコストの低下と利便性の向上は期待できず、被告方法はそのような技術とは無関係なものである。

## 被告の主張の概要 (3)

均等論により、被告サーバは、「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」の双方と均等といえるか否か

- 以上のとおり、特定された技術思想の中核の相違から、双方の発明の課題解決原理が同一であるとすることは困難である。

すなわち、本件発明の請求項1の構成（データが第1記憶手段と第2記憶手段によって記録・読み込まれる。）と被告方法（データが被告サーバによって記録・読み込まれる。）の構成が均等であるとはいえない。

## 第2回口頭弁論期日

### 各当事者の専門家証人の証言

### 共通常識についての証言

専門家  
証人

- データをROM又はRAMに記録する方法と比較して、データを遠隔サーバに記録する方法は何ら新しい効果をもたらすものではなく、双方の発明は実質的には等しいものである。

原告側

- 遠隔リモートサーバを構築する技術は、本願の出願前に技術常識として知られていた。
- 加えて、ナビゲーションシステムにおいて、施設情報を無線ネットワークを通じて検索することも周知であった。

専門家  
証人

被告側

## 第3回口頭弁論期日

### 損害賠償額に関する議論

- 損害賠償を求める当事者は、損害算定の根拠となる適切な条文を特定し、かつ同関連条文の各要件に関する証拠の番号を示さなければならない。
- 原告の事実に関する主張について、被告は単に原告の主張を否認するのではなく、詳細な反論をしなければならない。(裁判体は、明確に否認されていない事実を争わないものとみなすことができる。)

### 韓国特許法に基づく損害額の算定(特許法128条)

1

原告の逸失利益

2

被告が侵害行為  
より得た利益

3

合理的な額のロ  
イヤリティ

4

法院の裁量によ  
る決定

故意の侵害行為については、認定された損害額の3倍を超えない範囲での損害賠償が法院によって命じられる(特許法128条8項)